

# 米原市未来の担い手 強化支援事業補助金 (令和8年度)

米原市では、将来の農地利用を見据えた地域計画の実現に向けた意欲ある農業の担い手の確保および経営強化を図り、地域農業の持続的な発展を目指すことを目的に、農業用および園芸用機械等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。令和8年度中に農業用または園芸用機械等を導入予定で、当該補助金の活用を御希望の方は、申請くださいますようお願いいたします。

## 補助対象者

地域計画のうち、目標地図に位置付けられた者（年度内に位置付けられる見込みの者を含む。）

## 補助対象経費および補助率

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助条件等
1 農業用機械 導入支援事業	土地利用型作物（米、麦、大豆、そば）の栽培または収穫の用に供する機械等の導入およびその設置に要する経費	10分の3以内、 上限100万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・経営面積が40ha未満で、かつ、導入する機械等の価格が50万円以上であること。</li><li>・耐用年数が7年以下（中古農業用機械である場合は2年以上）の機械等であること。（※1）</li><li>・運搬用トラック、パソコン、倉庫その他農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高いものの導入、設置に係る経費は対象外とする。（※2）</li></ul>
2 園芸用機械 導入支援事業	園芸作物の栽培、収穫または販売の用に供する園芸用機械等の導入およびその設置に要する経費	10分の3以内、 上限50万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・園芸作物または市長が認める品目を、出荷および販売を目的に生産すること（自家消費目的は対象外）。</li><li>・ビニールハウスの導入および設置に係る経費は対象外とする。</li></ul>

※1、※2は事業区分1、2で共通

## 申請方法

未来の担い手強化支援事業計画書（様式第1号）、その他添付書類を、下記担当課まで直接持参または郵送により御提出ください。

**【提出期限】**  
**令和8年5月29日（金）**

お申込み先  
お問合わせ

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地  
米原市役所（本庁舎3F）経済環境部農政課  
担当：山崎、井上（琴）  
TEL：0749-53-5141 / FAX：0749-53-5139  
Mail：nosei@city.maibara.lg.jp



詳細はこちら  
(米原市公式ウェブサイト)